



# 金沢市公報

号外第11号

平成17年(2005年)4月27日

〒920 8577

金沢市広坂1丁目1番1号

発行所 金沢市役所

(題字 山出金沢市長)

目次	ページ
規則	
金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日に関する規則 (観光課)	1
職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則 (職員課)	2
告示	
国民健康保険被保険者証等の無効について (市民課)	2

公平委員会規則	
職員からの苦情相談に関する規則 (公平委員会)	2
消防本部訓令甲	
消防職員任用規程の一部改正について (消防総務課)	3

## 規 則

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日に関する規則をここに公布する。  
平成17年4月27日

金沢市長 山 出 保

### ●金沢市規則第66号

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例の一部の施行期日に関する規則

金沢市歴史的観光施設及び観光駐車場条例の一部を改正する条例(平成17年条例第25号)第2条の規定のうち、第

2条第2項の表の改正規定(「にし茶屋観光バス駐車場」を「にし茶屋観光駐車場」に改める部分に限る。)、別表第1の改正規定

(「

にし茶屋観光バス駐車場	午前9時から午後6時まで	バス
-------------	--------------	----

」を

「

にし茶屋観光駐車場	午前9時から午後6時まで	バス
-----------	--------------	----

」に改める部分に限る。)及び別表第

3の改正規定(「

にし茶屋観光バス駐車場	バス	1台当たり初めの1時間30分までは、1,900円とし、以後1時間までごとに500円とする。
-------------	----	---

」を

「

にし茶屋観光駐車場	バス	1台当たり初めの1時間30分までは、1,900円とし、以後1時間までごとに500円とする。
	普通自動車	1台当たり初めの1時間までは、300円とし、以後30分までごとに100円とする。

」に改める部分に限る。)の施行期日は、平成17年4月29

日とする。

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成17年4月27日

金沢市長 山 出 保

●金沢市規則第67号

職員の服務等に関する条例施行規則の一部を改正する規則

職員の服務等に関する条例施行規則（平成7年規則第5号）の一部を次のように改正する。

第22条中第7号を第8号とし、第6号を第7号とし、第5号を第6号とし、第4号の次に次の1号を加える。

- (5) 職員からの苦情相談に関する規則（平成17年公平委員会規則第4号）第6条の規定により、事情聴取、照会その他の調査に応ずる場合

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

告 示

●金沢市告示第164号

住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第8条及び住民基本台帳法施行令（昭和42年政令292号）第8条の規定により、次の者の住民票を職権で消除したので、当該住民票の記録に基づき交付した住民票の写し及び国民健康保険被保険者証は無効であることを告示します。

平成17年4月27日

金沢市長 山 出 保

住 所	氏 名	生年月日	無効である証明書等
金沢市西都2丁目48番地	竹 沢 雄 一	昭和58年11月3日	平成17年3月29日に交付した住民票の写し1通 記号番号386 - 4154の国民健康保険被保険者証

公 平 委 員 会 規 則

職員からの苦情相談に関する規則をここに公布する。

平成17年4月27日

金沢市公平委員会委員長 堀 口 康 純

●金沢市公平委員会規則第4号

職員からの苦情相談に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第8条第2項第3号の規定に基づき、職員からの勤務条件その他の人事管理に関する苦情の申出及び相談（当該職員に係るものに限る。以下「苦情相談」という。）に関し、必要な事項を定めるものとする。

(用語の意義)

第2条 この規則において、「職員」とは、法第3条第2項に規定する職員（地方公営企業法（昭和27年法律第292号）第15条第1項に定める企業職員及び地方公営企業等の労働関係に関する法律（昭和27年法律第289号）附則第5項に規定する者を除く。以下この条において同じ。）をいい、離職した職員を含む。

(公平委員会に対する苦情相談)

第3条 職員は、公平委員会に対し、苦情相談を行うことができる。ただし、離職した職員にあっては、次に掲げる苦情相談に限る。

- (1) 離職に関する苦情相談
- (2) 法第28条の4又は第28条の5の規定に基づく採用に関する苦情相談

2 苦情相談を行おうとする職員は、公平委員会が別に定める申込書を提出するものとする。

(職員相談員)

第4条 公平委員会は、苦情相談の迅速かつ適切な処理を行わせるため、その事務職員のうち苦情相談に係る問題の解決のために特に必要があると認める者を前条第1項の規定により公平委員会が受けた苦情相談(以下「事案」という。)を処理する者(以下「職員相談員」という。)として指名する。

(事案の処理)

第5条 職員相談員は、苦情相談を行った職員(以下「申出人」という。)に対し、助言等を行うほか、関係当事者に対し、公平委員会の指揮監督の下に、指導、あっせんその他の必要な措置を行うものとする。

2 公平委員会は、申出人が事案の処理の継続を求める場合において、当該事案に係る問題の解決の見込みがないと認めるときその他事案の処理を継続することが適当でないとき、当該事案の処理を打ち切るものとする。

3 事案に係る問題について、勤務条件に関する措置の要求及び不利益処分の審査に関する規則(昭和27年公平委員会規則第2号)第4条第2項に規定する措置要求書が提出されたとき若しくは同規則第11条第1項に規定する不服申立書が受理されたとき又は地方公務員災害補償法(昭和42年法律第121号)第51条第5項の規定により適用される行政不服審査法(昭和37年法律第160号)第22条第1項の規定による審査請求が受理されたときは、当該事案の処理は打ち切られたものとみなす。

(調査等)

第6条 職員相談員は、申出人、任命権者その他の関係者に対し、必要に応じて、事情聴取、照会その他の調査を行うことができる。

(記録の作成等)

第7条 職員相談員は、事案ごとにその概要及び処理状況について記録を作成し、公平委員会に報告しなければならない。

(秘密の保持)

第8条 職員相談員その他の苦情相談に係る事務に従事する職員は、申出人の職及び氏名、苦情相談の内容その他の苦情相談に関し職務上知り得た秘密を保持しなければならない。

(不利益取扱いの禁止)

第9条 任命権者は、公平委員会に対して苦情相談を行ったこと、苦情相談に関し職員相談員が行う調査に協力したこと等に起因して、職員が職場において不利益を受けることがないように配慮しなければならない。

(公平委員会及び任命権者の協力)

第10条 公平委員会及び任命権者は、苦情相談に係る事務に関し相互に連携を図りながら協力するものとする。

(委任)

第11条 この規則に定めるもののほか、苦情相談に関し必要な事項は、公平委員会が別に定める。

附 則

この規則は、平成17年5月1日から施行する。

消 防 本 部 訓 令 甲

●金沢市消防本部訓令甲第2号

消 防 本 部  
消 防 署

消防職員任用規程(昭和34年消防本部訓令甲第2号)の一部を次のように改正する。

平成17年4月27日

金沢市消防長 宮 村 正 雄

別表中

「	視力	両眼とも1.0以上(きょう正視力を含む。)で色覚が正常であること。	を
---	----	-----------------------------------	---

	視力	両眼とも1.0以上（きょう正視力を含む。）で、赤色、青色及び黄色の色彩の識別ができること。	に改める。
--	----	---	-------

附 則

この訓令は、平成17年5月1日から施行する。

平成17年(2005年)4月27日	印刷	発行人	金 沢 市
平成17年(2005年)4月27日	発行	発行所	金 沢 市 役 所
		印刷者	前 川 稔
		印刷所	(株) 共 栄
定価	120円		